

令和6年12月 3日

城里町議会議長 三村 孝信 様

議会広報委員会  
委員長 加藤木 直

### 議会広報委員会研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

#### 記

#### 1 研修目的

##### (1) 全国町村議会議長会による広報研修会受講

議会活動に対する住民の関心と理解を深めることが求められている状況に鑑み、町村議会広報の発展に資することを目的とした。

2 実施期日 令和6年9月25日(水) 午後1時～午後4時30分

3 研修場所 東京都虎ノ門 ニッショーホール

#### 4 研修概要 【町村議会広報研修会】

##### (1) 「読まれる議会広報紙の作り方」

講師 (一社)日本経営協会講師

元小美玉市(旧美野里町)行政職員 中本 正樹 氏

講師が、小美玉市職員だった当時の事例を紹介しながら、読まれる広報紙作りについての講義であった。読む人側の視点で作っていると「読みたくない広報紙」から「読んでもらえる広報紙」へ変わる。

《認知される⇒ 関心が湧く ⇒ 心が動く ⇒ 伝えたくなる》

隣に座る議員と話す「おとなりトーク」の時間を挟みながらの講義で、議会だよりというより、地方自治体広報向きな講義でした。

##### (2) 「パッと伝わる広報紙に！やってはいけないデザイン講座」

講師 グラフィックデザイナー

(公社)日本広報協会広報アドバイザー 平本 久美子氏

デザインする前に！必ず決めること

⇒ターゲットを決める

パッと目にとまるための目立つ！レイアウトの鉄則

⇒主役（簡潔なタイトル、強いキャッチコピー、質の高いイメージ画像）を大きく作る！

これだけで見違える！ 3つのデザインルール

⇒①ジャンプ率（本文の文字サイズに対する見出しサイズの比率）を上げる ②フォントは適材適所に

③余白を作り整列させる

同じ情報であってもデザイン（レイアウト、フォント、大きさ、余白）で見え方が違うことを具体的にビフォーアフターで提示され、デザインの重要性を感じました。

### （3）「読まれない議会だよりに出す意味なし」聴く・動く寄居町議会の挑戦

講師 埼玉県寄居町議会

議会広報公聴特別委員会委員長 鈴木 詠子 氏

「読まれない議会だよりに出す意味なし」を寄居町議会だよりの編集方針とし、議会だより編集を行っている。

寄居町では、編集に関わる作業を3者で棲み分けしており、議員は「取材・原稿・写真」、議会事務局は「連絡・確認・調整」、委託業者は「編集全般」としている。

寄居町議会では、議会だよりが独りよがりなものではなく、町民とともに一緒に考える媒体であると考えている。

## 5 まとめ

今回の研修は、いかに議会だよりを読んでいただくかについて、3名の講師それぞれ視点からの講義でした。

読んでもらうため、手に取ってもらうための、デザイン・レイアウトの仕方、写真の撮影方法なども具体的で、とても有意義で実りのある研修となりました。

今回研修で学んだことを取り入れ、町民に読みやすく関心を持ってもらえる、そして町民参加の広報紙づくりを心掛けていきたいと感じました。

以上、調査概要を述べて、委員会の研修報告といたします。

令和6年12月 3日

城里町議会議長 三村 孝信 様

議会運営委員会  
委員長 片岡 藏之

### 議会運営委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

#### 記

#### 1 調査目的

議会改革・議会活動状況について、先進事例を見聞し、本町議会運営の参考にするため。

2 実施期日 令和6年10月31日（木）～11月1日（金）

3 調査地 宮城県 宮城郡 七ヶ浜町

#### 4 調査概要

##### (1) 七ヶ浜町について

##### ◆概要

七ヶ浜町は、古くから海と密接にかかわり、生活が営まれてきた歴史から、海岸部に縄文文化などの遺跡が多く残っています。明治22年の町村制実施により、湊浜・松ヶ浜・菖蒲田浜・花渕浜・吉田浜・代ヶ崎浜・東宮浜を統合して、七ヶ浜村が誕生。昭和34年には町制を施行しました。海苔養殖業等の漁業を中心に発展してきましたが、近年は仙台市のベッドタウンとして住宅地の開発が進んでいます。

また、県内最大の「菖蒲田海水浴場」、松島四大観の一つ「多聞山」、「高山国際村（外国人避暑地）」、史跡「大木囲貝塚」などを有し、七ヶ浜国際村やアクアリーナなどの文化・スポーツ・レクリエーション施設なども完備されています。

#### ◆地勢

東北・北海道の市町村の中で最小の面積である七ヶ浜町は、仙台市中心部から東に約20km、南は太平洋に面し、北と東は松島湾と三方を海に囲まれ、西は仙台市、多賀城市、塩竈市と隣接する、松島湾の南西に突き出した半島型になっています。

町の中央部がなだらかな丘陵地帯となっており、海岸部に向けて放射状に傾斜し、起伏の変化に富んだ地形です。また、日本三景松島の一角をなし、町内の東部が県立自然公園松島の指定を受け、海岸線に沿って特別名勝「松島」の指定を受けるなど、自然環境や景観に恵まれた地域です。

●面積 13.19km<sup>2</sup> ●人口 17,748人（令和6年4月1日現在）

#### (2) 議会の概要（令和6年4月1日現在）

- ①議員数 14人
- ②委員会 議会運営委員会  
総務産業常任委員会  
教育民生常任委員会  
広報広聴常任委員会  
予算審査特別委員会  
決算審査特別委員会  
議会活性化検討特別委員会
- ③平均年齢 59歳
- ④女性議員 3名

#### (3) 議会改革について

- 平成17年 6月 議員定数の削減（20人→16人）
- 平成21年 6月 夜間議会の試行（1年間）
- 平成23年11月 議会報告会の実施
- 平成27年 3月 議員定数の削減（16人→14人）
- 平成29年 3月 議会活性化検討特別委員会設置
- 平成30年 7月 議会広報広聴常任委員会設置
- 令和 元年 6月 定例会の回数に関する条例や会議規則などの一部改正
- 令和 2年 1月 通年議会制度を導入
- 令和 3年 9月 「政務活動費の手引き」を作成
- 令和 4年11月 議会活性化町民アンケートの実施
- 令和 5年 7月 七ヶ浜町議会インスタグラムの開始
- 令和 6年 4月 タブレット端末の運用開始

#### ①通年議会の運用

- ・定例会の開催を年1回とし、会期を長期化する運営方法。
- ・議会は必要に応じて会議を開くことができるため、大規模災害が発生した場合などの緊急時に速やかに会議を開くことができる。
- ・通常議会活動は会議中に限られるが、通年議会導入により議会活動が充実する。
- ・委員会の所管事務調査が議長決裁になり、柔軟性が向上した。
- ・通年会期中になると、常に議会・執行部共に対応を求められることになるため、負担は増える。
- ・会議の招集権が議長になるが、執行部との調整が重要。

#### ②議員定数と報酬

- ・令和5年9月の改選前になり手不足対策として「特別職給料等審議会」において議員報酬の増を協議依頼したが答申は現状維持であった。次回改選までに検討する。

### (4) 議会活動状況について

#### ①議会報告・懇談会

- ・町内13地区に各3～4人の議員が出向き、議会だよりをもとに議会の活動報告と住民との意見交換を実施している。
- ・議会報告・懇談会で出された意見は、広聴分科会で取りまとめを行い、執行部と各地区区長へ報告書を提出するほか、一般質問を行っている。また、議会だよりにも掲載する。

#### ②議会広報について

- ・議会広報広聴常任委員会の分科会で編集
- ・議会だより編集マニュアルにより議員自らが作成し、文字校正、紙面レイアウト、写真撮影などの編集作業を行う。

### (5) まとめ

七ヶ浜町議会は、議会活動の幅を広げるための通年議会の導入や、広報委員会を常任委員会化し、広報分科会と広聴分科会を設置することで広聴機能の充実を図るなど、様々な議会改革を行っています。

説明の中で、通年議会は議会主導でできることが増える一方で、円滑な議会運営のためには町長との情報共有やすり合わせがさらに重要になるとのことでした。

ご出席いただきました七ヶ浜町議会議員の皆様との質疑応答、意見交換の中で、今後の城里町の議会運営に参考になることも多く、有意義な研修となりました。

以上、調査概要を述べて、委員会の研修報告といたします。

令和6年12月 3日

城里町議会議長 三村 孝信 様

総務民生常任委員会  
副委員長 飯村 栄

総務民生常任委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

記

1 調査目的

道の駅たかねざわ元気あっぷむらの運営について

2 実施期日 令和6年11月13日（水）

3 調査地 栃木県 塩谷郡 高根沢町  
道の駅たかねざわ元気あっぷむら

4 調査概要

(1) 高根沢町について

◆概要

高根沢町は、首都東京からおよそ100kmの距離にあり、栃木県のほぼ中央に位置し、県都宇都宮に隣接しています。また、町の西側を国道4号とJR東北本線が縦断し、首都東京まで新幹線で60分程度、車で120分程度で連絡します。

地勢は大きく4つに区分され、東側は八溝山系の丘陵が南北に連なり、町の地域振興の核となる「元気あっぷむら」が多くの人で賑わい、「自然の森」の整備が進められています。中央は広大な水田地帯が広がり、その中央部には町の文化、スポーツの総合施設「町民広場」があります。西側には、「JR宝積寺駅」を中心に商店街や住宅地が広がり、その南にはR&D企業を集積した研究開発型団地「情報の森とちぎ」が立地しています。西南端は皇室の食料を生産している「御料牧場」や株式会社本田技術研究所などが立地しています。

●面積 70.87km<sup>2</sup> ●人口 28,814人（令和6年10月1日現在）

## (2) 視察の概要

### ◆道の駅たかねざわ元気あっぷむら



#### ①コンセプト

「行きたくなる場所、ここにしかない空間」

道路利用者等への休憩場所の提供や地域情報等の発信のほか、温泉、地場の農産物、遊びや体験、滞在型宿泊等のサービスを複層的に提供することにより住民と来場者の交流を促進し、農業の振興、地域の賑わいの創出、地域経済の活性化、観光振興、食を通じた健康づくりの推進及び住民福祉の向上を図ることを目的とする。

#### ②リニューアルの経緯

町が市街地で行ってきたイベントの実施だけでは、農村部に行けば今度は「長閑な田園風景がある」、「朝採れ野菜や町のユニークな品物がいつでも買えて、温泉や自然食レストランもある」、「直接生産者と会うことができる」といった、より町に深く関わる次のステップに交流人口が進むことはないという課題を認識した。

情報感度の高いターゲットに訴求し、高根沢町に繰り返し来たい、滞在したいと思わせるために、魅力あるコンテンツを有する拠点が必要になり、平成9年に開設した既存施設である「高根沢町元気あっぷむら」をリニューアルすることとなった。

#### ③取り組み

リニューアルにあたっては、おしゃれなしつらえはもちろんのこと、トレンドを捉えたコンテンツ（食・遊び・癒し等）を、1つではなく複合的に提供し、発信していくことが必要であるため、「道の駅登録によるそのブランド活用」、「既存温泉施設のリニューアル」、「グランピング施設の新設」、「多目的に利用できる野外広場の設置」、「それらを束ねて実施できる民間企業のノウハウ活用のための指定管理者選定」を行い、「道の駅たかねざわ元気あっぷむら」として新たな役割を持たせることとした。これにより、交流人口が町と関わる時間を「一時」（町のマルシェ）

から「滞在」(道の駅)へと深化させる取組を複層的に実施できる素地が整った。

現在、より多くの集客と活躍の場を創出するため、宿泊・食・買い物・健康などのサービスを提供する側が、町の生産者や町のクリエイター・専門家等を巻き込みメニューを制作することで、「ここにしかない」付加価値を生み出している。来場者の方がより高根沢町との関わりを深め、町民の方・事業者の方にとっても活気が生まれる好循環により新しい町の魅力を創出し、交流人口・関係人口・定住人口の増加へつなげている。

### (3) まとめ

道の駅たかねざわは、令和2年の既存温泉施設「高根沢町元気あっぷむら」のリニューアルに向けて道の駅登録しており、当町の道の駅かつらのリニューアルの参考になればと、研修先に選定しました。

高根沢町では、この施設を指定管理者に委任していましたが、思ったように入場者が増えていないことから今年度末の指定期間終了後は継続せず、新たに町出資の新会社を設立し、そちらへの指定管理を予定していることでした。

また、元気あっぷむらは温泉施設であるので、やはり修繕費用などではご苦労されているようでした。当町のホールの湯の運営に通ずるものがあり大変勉強になりました。今後の委員会活動の一助になりました。

以上、調査概要を述べて、委員会の調査報告といたします。



令和6年12月 3日

城里町議会議長 三村 孝信 様

教育産業常任委員会  
委員長 桜井 和子

教育産業常任委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので、概要を報告いたします。

記

1 調査目的

美土里館の運営コンセプト・施設概要について

2 実施期日 令和6年11月13日（水）

3 調査地 栃木県 芳賀郡 茂木町  
茂木町有機物リサイクルセンター「美土里館」

4 調査概要

(1) 茂木町について

◆概要

茂木町は、栃木県南東部の県境に位置し、町域の東南境を茨城県（常陸大宮市、城里町、笠間市）に接しています。宇都宮市まで31km、水戸市まで36kmで国道123号線で結ばれた両市のほぼ中間に位置します。町域は、東西12km、南北27kmと南北に細長く総面積は172km<sup>2</sup>です。

八溝山系の西側に位置し、総面積の約2/3を林野が占める緑豊かな地域です。山並みには、クヌギやコナラ、山桜などの広葉樹が広がりかつての里山の原風景が残されています。町の北部には天然の鮎や鮭が遡上する関東随一の清流那珂川が流れ、その他大小無数の支流の周辺に棚田やそば畑などの美しい田園風景が広がっています。これらの豊かな自然を活かしたオーナー制度や農村レストランなどの都市農村交流も活発に行われています。

●面積 172.69km<sup>2</sup> ●人口 10,827人（令和6年11月1日現在）

## (2) 視察の概要

### ◆茂木町有機物リサイクルセンター「美土里館」

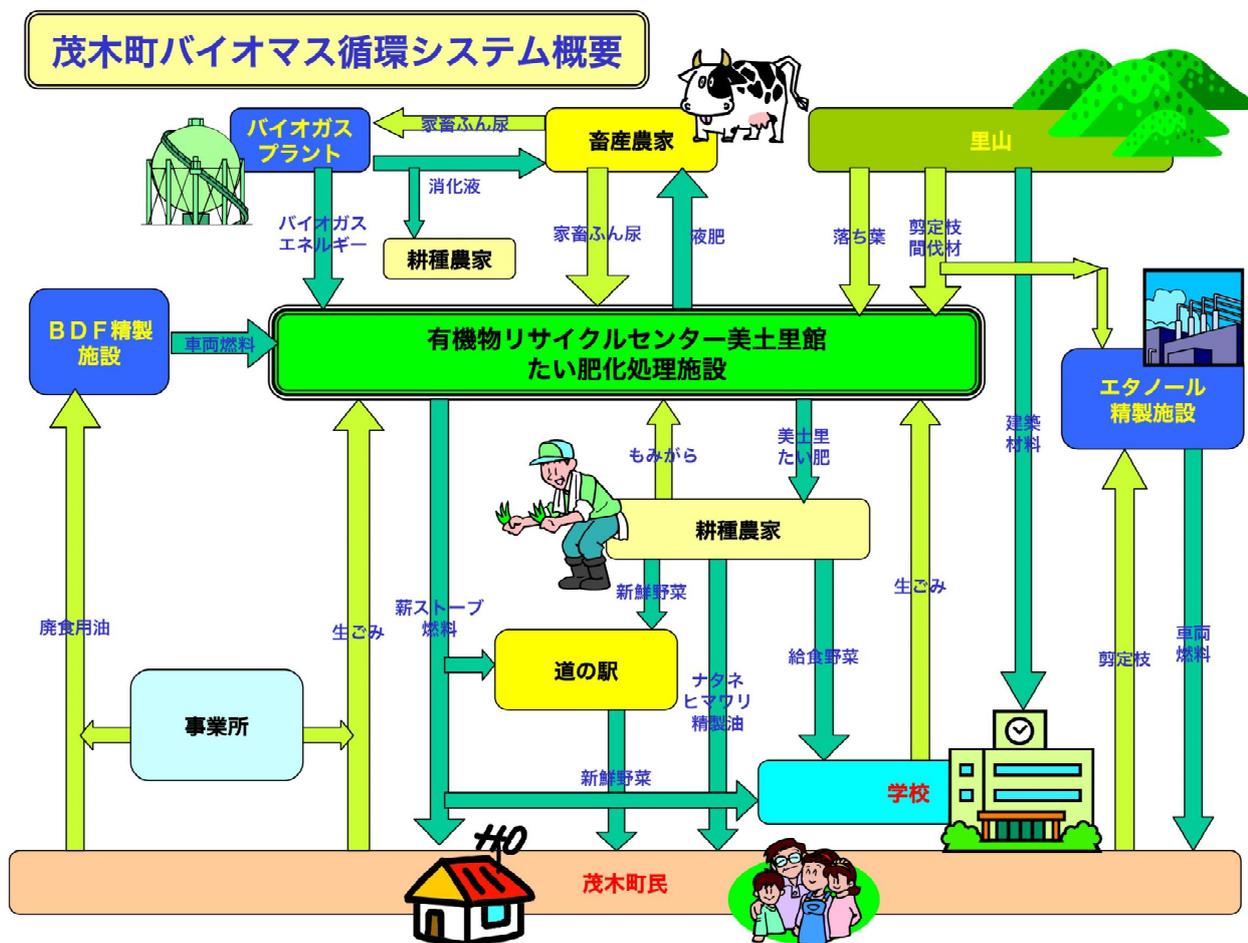
#### ①コンセプト

町の恵み豊かな環境を維持しながら、持続的な発展を図っていくためには地球規模で環境を考え、日常生活や事業活動、まちづくりなどの、あらゆる面でこれまでの社会システムや人々の意識を変えて行くことが必要。

茂木町では、この「美土里館」を核にして、これまでは不要なものとして扱われてきた廃棄物や地域の未利用資源（生ごみ、牛糞、落ち葉、おがこ、もみがら）のたい肥化や、廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造するリサイクルを進め、自然と人との共生を目指す。

#### ②目的

- ・環境保全型農業の推進 → 畜産公害防止、牛ふん・もみがらの利用
- ・ごみのリサイクルの推進 → 生ごみの再利用によるごみ排出量の抑制
- ・森林保全の推進 → 間伐材・落ち葉の利用による里山保全
- ・農産物の地産地消体制の確立 → 町独自の認証制度によるブランド化



### ③経緯

- ・平成 11 年制定「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」  
→町内 15 件の酪農家からの要望
- ・JT 栃木堆肥生産センターの事業撤退  
→跡地利用の問題（建屋などそのまま寄付）落ち葉収集体制の継承
- ・広域ごみ処理施設への移管（ダイオキシン対策による町有ごみ焼却施設の廃止）  
→負担金軽減のためのごみの減量化（生ごみの堆肥化）

### ④施設

#### ○堆肥化施設

原材料 牛ふん、生ごみ、もみがら  
処理能力 4,441 t/年（18 t/日）

#### ○BDF 製造施設

原材料 廃食油（植物油）  
処理能力 9,600 ℓ/年（100 ℓ/日）  
敷地面積 14,070 m<sup>2</sup>



### (3) まとめ

地域の未利用資源（生ごみ、牛糞、落ち葉、おがこ、もみがら）のたい肥化や、廃食油からバイオディーゼル燃料を製造しリサイクルする（場内で軽油に混ぜて使用）。

原料の一つである落ち葉について言えば、収集は農家の冬場の収入源になり、里山の景観も良くなる、収集する町民の健康増進にもなるなどのたくさんの良い副産物がある。

施設の運営としては、たい肥の販売などで約 1 千万円の収入があるのに対し、施設の設定の大規模修繕なども増えてきており約 4 千万円の支出があり赤字であるということでしたが、ごみ処理負担金の抑制、健康増進、自然環境の美化等、赤字以上の還元があるとのことでした。

隣町にこのような素晴らしい施設があることを今回の研修で知ることができ、大変勉強になり感銘を受けました。

以上、調査概要を述べて、委員会の調査報告といたします。



## 報告第42号

### 令和6年城里町告示第256号

城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱の一部を改正する告示

城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱（平成17年告示第104号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「が2以上ある」を「（他に当該私道以外の私道又は公道を利用できる建築物を除く。以下同じ。）が2戸以上あり、かつ、当該建築物の所有者が2人以上いる」に改める。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第1号に規定する宅地又は汚水を排除する建築物の所有者全員が、城里町公共下水道事業に伴う公共汚水桝の設置基準（平成18年城里町告示第156号）に規定する別記様式を提出し、公共下水道の設置後法第9条第1項に規定する供用開始の告示の日から3年以内に排水設備を設置することが明らかであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

ア 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年城里町条例第136号。以下「条例」という。）第9条の規定に該当し、受益者負担金を徴収猶予したものの

イ 前号に掲げる承諾を得ることができなかつたもの

ウ 町長が特別な事由があると認めるもの

第5条第3号中「城里町公共下水道事業受益者負担に関する」及び「（平成17年城里町条例第136号）」を削る。

第6条の見出し中「公示」を「設置の」に改め、同条中「この告示の適用を受けようと」を「私道に公共下水道の設置を希望」に改め、「いう。）は」の次に「代表者を定め」を加え、同条第3号中「第3号）」の次に「ただし、第4条第2号ただし書に該当する場合を除く」を加える。

第7条第2項中「申請者」を「代表者」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (適用範囲)</p> <p>第4条 この告示を適用して公共下水道を設置できる私有道の基準は、その一端が公道に接しており、かつ幅員が1.8メートル以上あり、次に掲げる条件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) <u>私有道を利用しているものが所有する宅地又は汚水を排除する建築物(他に当該私有道以外の私有道又は公道を利用できる建築物を除く。以下同じ。)</u>が2戸以上あり、かつ、当該建築物の所有者が2人以上いること。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>第1号に規定する宅地又は汚水を排除する建築物の所有者全員が、城里町公共下水道事業に伴う公共汚水柵の設置基準(平成18年城里町告示第156号)に規定する別記様式を提出し、公共下水道の設置後法第9条第1項に規定する供用開始の告示の日から3年以内に排水設備を設置することが明らかであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>ア 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年城里町条例第136号。以下「条例」という。)第9条の規定に該当し、受益者負担金を徴収猶予したもの</u></p> <p><u>イ 前号に掲げる承諾を得ることができなかったもの</u></p> <p><u>ウ 町長が特別な事由があると認めるもの</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (適用範囲)</p> <p>第4条 この告示を適用して公共下水道を設置できる私有道の基準は、その一端が公道に接しており、かつ幅員が1.8メートル以上あり、次に掲げる条件を満たしているものでなければならない。</p> <p>(1) <u>私有道を利用しているものが所有する宅地又は汚水を排除する建築物が2以上あること。</u></p> <p>(2) <u>前号に該当する所有者又は使用者全部が、公共下水道の設置後法第9条第1項に規定する供用開始の告示の日から3年以内に、排水設備の設置及びくみ取り便所(し尿浄化槽を含む。)の水洗化をすることが明らかであること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道については、この告示は適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 条例第5条の規定による告示の日以降、当該賦課対象区域において宅地造成されたものであって500平方メートル以上のもの

(設置の申請)

第6条 私道に公共下水道の設置を希望する者（以下「申請者」という。）は代表者を定め、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備設置確約書（様式第3号）ただし、第4条第2号ただし書に該当する場合を除く

(4) (略)

(可否の決定)

第7条 (略)

2 前項の決定をしたときは、その結果を公共下水道私有道路内設置決定（却下）通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

(以下略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する私道については、この告示は適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年城里町条例第136号）第5条の規定による告示の日以降、当該賦課対象区域において宅地造成されたものであって500平方メートル以上のもの

(公示申請)

第6条 この告示の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 排水設備設置確約書（様式第3号）

(4) (略)

(可否の決定)

第7条 (略)

2 前項の決定をしたときは、その結果を公共下水道私有道路内設置決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(以下略)